

世帯全員が住民税非課税の方へ 介護保険サービス利用時の負担軽減・助成制度の活用を

現在、負担軽減・助成を受けている方の認定期間は7月31日(木)までです。更新申請書を6月5日に発送しましたので、お早めに更新申請をしてください(介護保険通所系サービス利用時の食費助成(右記)は更新申請不要)。詳しくは、お問い合わせください。新宿区ホームページ(右下二次元コード)でもご案内しています。

※住民税非課税は、令和6年中の所得で判定します。

☎介護保険課給付係 ☎(5273)4176



●介護保険施設の居住費(滞在費)・食費の負担軽減

住民税非課税世帯(別世帯の配偶者を含む)で、下表の要件に該当する方を対象に、特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護医療院での入所と短期入所(ショートステイ)利用時の居住費(滞在費)・食費の負担額を軽減します。

8月から適用する軽減後の1日当たりの負担限度額

			居住費(滞在費)				食費	
区分	所得要件	資産要件 (預貯金等)	ユニット 型個室	ユニット 型個室の 多床室	従来型 個室	多床室	施設 サービス	短期入所 サービス
第1 段階	生活保護を受けている方		880円	550円	380円 (550円)	0円	300円	300円
	本人が 老齢福祉年金受給者	【単身】 1,000万円以下 【夫婦】 2,000万円以下						
第2 段階	本人の課税年金収入金額と非課税年金(★1)収入金額とその他の合計所得金額(★2)の合計が80万9,000円以下の方	【単身】 650万円以下 【夫婦】 1,650万円以下	880円	550円	480円 (550円)	430円	390円	600円
第3 段階 ①	本人の課税年金収入金額と非課税年金(★1)収入金額とその他の合計所得金額(★2)の合計が80万9,000円超120万円以下の方	【単身】 550万円以下 【夫婦】 1,550万円以下	1,370円	1,370円	880円 (1,370円)	430円	650円	1,000円
第3 段階 ②	本人の課税年金収入金額と非課税年金(★1)収入金額とその他の合計所得金額(★2)の合計が120万円超の方	【単身】 500万円以下 【夫婦】 1,500万円以下	1,370円	1,370円	880円 (1,370円)	430円	1,360円	1,300円

※()内の金額は、介護老人保健施設、介護医療院、短期入所療養介護の場合です。
※地域密着型介護老人福祉施設も対象になります。
※第2号被保険者の資産要件は、各段階とも単身1,000万円以下、夫婦2,000万円以下です。
★1 非課税年金…遺族年金、障害年金、寡婦年金、かん夫年金、母子年金、準母子年金、遺児年金
★2 その他の合計所得金額…合計所得金額から年金に係る雑所得を控除した額

●介護保険通所系サービス利用時の食費助成

住民税非課税世帯の方、生活保護を受けている方は、サービス利用時の食費を1日につき200円助成します(更新は申請不要。7月下旬に決定通知書を発送)。対象の通所系サービス事業所は、区に助成制度の実施を届け出た区内の事業所です。

対象サービス ▶通所介護(地域密着型を含む)、▶通所介護相当サービス、▶通所リハビリテーション、▶認知症対応型通所介護、▶小規模多機能型居宅介護と看護小規模多機能型居宅介護の通いサービス

※上記と同様の介護予防サービスも対象です。

●介護保険サービス利用時の負担軽減

介護保険サービスの利用者負担額の支払いが困難な方の、対象サービスの利用料や居住費(滞在費)・食費の利用者負担額を25%(生活保護を受けている方は個室の居住費(滞在費)を100%)軽減します。

この軽減は、東京都と新宿区に軽減事業を行うことを届け出た社会福祉法人と事業者が提供するサービスを利用した場合にのみ受けられます。対象となるサービスについて詳しくは、お問い合わせください。

☑生活保護を受けている方と、次の全てに該当する方

- ▶利用者本人を含む世帯全員が住民税非課税、
- ▶世帯の年間収入が基準収入額(★3)以下、▶世帯の預貯金等が基準貯蓄額(★4)以下、▶世帯で自宅以外に土地・家屋等を所有していない、▶負担能力のある親族等に扶養されていない、▶申請時に介護保険料を滞納していない、▶被保険者証に「給付額の減額」等の記載がされていない

★3 基準収入額…世帯員が1人の場合は150万円。以降、1人増えるごとに50万円を加算(収入には仕送りや課税対象とならない遺族年金・障害年金・手当等を含む)

★4 基準貯蓄額…世帯員が1人の場合は350万円。以降、1人増えるごとに100万円を加算(預貯金等には有価証券・債権等を含む)

区議会議長・副議長が決まりました

5月23日に開催された第2回区議会臨時会で、区議会議長に渡辺清人議員(自民・参政クラブ)、副議長に三沢ひで子議員(新宿区議会公明党)が選出されました。

各委員会の委員構成も変わりました。詳しくは、6月15日発行の「区議会だより臨時会号」でお知らせしています。

☎議会事務局調査管理係 ☎(5273)3534

令和7年第2回区議会定例会提出議案

区長が提出した議案は、予算案2件、条例案15件、その他6件です。提出議案を追加する場合があります。提出議案の内容は、新宿区ホームページ(右下二次元コード)で閲覧できます。

☎総務課総務係 ☎(5273)3505



東京都議会議員選挙

●投票日は6月22日(日)
午前7時～午後8時

投票日当日に投票に行けない方は、期日前投票ができます。投票日当日とは異なり、いずれの期日前投票所でも投票できます。

期日前投票期間 6月21日(土)までの午前8時30分～午後8時

場 区役所第1分庁舎1階、特別出張所(10か所)

☎区選挙管理委員会事務局 ☎(5273)3740